



平成 29 年 12 月 22 日

各 位

会 社 名 イ ワ キ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 岩 城 慶 太 郎
(コード番号 8095 東証第 1 部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 管 理 部 長 瀬 戸 口 智
(TEL. 03-3279-0481)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 12 月 22 日開催の取締役会において、会社法第 195 条 1 項の規定に基づき、下記のとおり単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様にとってより投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所が国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進している趣旨を踏まえ、単元株式数の引き下げを行うものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 30 年 3 月 1 日 (木曜日)

(ご参考)平成 30 年 3 月 1 日 (木曜日)をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されます。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更後定款
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

(3) 変更の効力発生日

平成 30 年 3 月 1 日 (木曜日)

以 上